

北海道立函館高等技術専門学院 庁舎周囲除雪業務処理要領

この要領は、作業の大要を示すものであり、本書に記載されていない事項であっても、現場の状況に応じ、委託者が建物管理上必要と認めた作業は、委託者の指示に従い実施するものとする。

1 使用機械及び運転作業員

- (1) 本業務に使用する機械器具等は一切受託者の負担とし、車両については次の仕様とする。
 - 除雪ドーザ 本体トラクターショベル バケット型 8t バケット容量 1.3~1.4m³以上のもの
 - " フロア型 8t バケット容量 1.3~1.4m³以上のもの
- (2) 使用する車両については、対人及び対物賠償に関する補償を含む任意保険を掛けていること。
- (3) 委託契約締結後速やかに、使用除雪機械一覧表（任意様式、車検証、自賠責保険証明書、任意保険証書の写しを添付）を提出し、業務の実施にはこの一覧表に記載されている車両を使用すること。
- (4) 車両をリース等により調達する場合は、当該車両を自己の責任において使用することを証する書面（賃貸借契約書等）の写しを上記使用除雪機械一覧表に添付すること。
- (5) 車両を運転する作業員については、運転する車両に応じた運転免許証の写し等を契約書第5条に規定する業務処理責任者等の通知に添付すること。

2 除雪業務

- (1) 除雪範囲 函館高等技術専門学院構内のうち、別紙図面で示す区域とする。
- (2) 除雪基準及び除雪時間
 - 特に委託者より指示するもののほかは、概ね 10cm 以上の降雪及び積雪があった場合に、通常午前8時までに歩行、車両の通行及び駐車に支障のない状態にすること。
- (3) 堆積箇所 除雪に伴う堆積箇所は、委託者の指定する場所とする。

3 作業時間の算定

契約書に掲げる稼働時間については、実稼働時間を持って算出するものとし、車両格納場所と当学院間の移動時間及び休憩時間等は含めないものとする。

4 作業記録

業務を実施したときは、作業開始時刻及び終了時刻をタコグラフチャート等により記録し、作業終了後、速やかに別紙除雪作業記録表に添付して委託者に提出すること。

なお、使用車両にタコグラフ等が搭載されていない場合は、作業日報、出勤明細書等の写しを添付すること。

5 安全の確保

- (1) 作業に当たっては、関係法令を遵守し、作業中の事故防止について十分注意を払うこと。
- (2) スノーポール等に注意し、施設、通路及び縁石等を損傷しないようすること。
- (3) 事故、損傷等があった場合には、速やかに委託者に報告し、その指示を受けること。
- (4) 施設等を損傷した場合は、受託者負担によって修繕すること。

6 その他

- (1) 各業務実施中は作業員に身分証明書等を常時携帯させるものとし、業務担当員及び警備員等から提示を求められた場合は、身分証明書等を提示すること。
- (2) 除雪区域内の重油給油口周辺については、重油地下タンクに注意の上、除雪すること。
- (3) その他この要領に定めのない事項、疑義が生じた場合は、その都度協議すること。